

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改 正 案	現 行
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3)～(61) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p> <p>(3)～(61) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この号において「代理人」という。)の氏名又は名称を記載すること(当該届出書を書面で提出する場合には、「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)~(71) (略)</p>	<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4)~(71) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>b (略)</p> <p>(3)~(66) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(3)~(66) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>b (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この号において「代理人」という。)の氏名又は名称を記載すること(当該届出書を書面で提出する場合には、「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)~(78) (略)</p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4)~(78) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この号において「代理人」という。)の氏名又は名称を記載すること(当該届出書を書面で提出する場合には、「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)~(47) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4)~(47) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3)～(31) (略)</p> <p>(32) 発行者の状況 「1 発行者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(33)～(39) (略)</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p> <p>(3)～(31) (略)</p> <p>(32) 発行者の状況 「(1) 発行者の概況」から「(2) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(33)～(39) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この号において「代理人」という。)の氏名又は名称を記載すること(当該届出書を書面で提出する場合には、「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 発行者の状況 「3 発行者の概況」から「7 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(14)・(15) (略)</p>	<p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 発行者の状況 「(ハ) 発行者の概況」から「(ト) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 会社の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(14)・(15) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>(3)～(26) (略)</p> <p>(27) 受託者の状況 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) 原委託者の状況 原委託者が会社である場合、「 会社の概況」から「 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(30)～(35) (略)</p>	<p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p> <p>(3)～(26) (略)</p> <p>(27) 受託者の状況 「__ 受託者の概況」から「__ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) 原委託者の状況 原委託者が会社である場合、「 原委託者の概況」から「 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(30)～(35) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p> <p>b (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの(以下この号において「代理人」という。)の氏名又は名称を記載すること(当該届出書を書面で提出する場合には、「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)</p> <p>(4)~(21) (略)</p> <p>(22) 受託者の状況 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(23)~(25) (略)</p>	<p>第五号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(3) 代理人の氏名又は名称 本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。</p> <p>(4)~(21) (略)</p> <p>(22) 受託者の状況 「__ 受託者の概況」から「__ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(23)~(25) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること(当該有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。)</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 代表者の役職氏名 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) 受託者の状況 「__ 受託者の概況」から「__ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。 (9) (略) (10) 原委託者の状況 原委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。 (11) (略)</p>	<p>第十一号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) 受託者の状況 「(1) 受託者の概況」から「(2) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。 (9) (略) (10) 原委託者の状況 原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(2) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。 (11) (略)</p>